

2020年から見直し

上原会計事務所
松本市島立1095番地1
デサインセンタービル2F
Tel: 0263-88-2514
Fax: 0263-88-2516

給与所得控除改正の影響は？

給与所得控除とは、会社員の方にとって、『勤務にかかる経費』に当たるものです。フリーランスの方であれば、現実に使った経費によって確定申告することになりますが、会社員の方はその給与の額に応じて一律で決められています。日本の給与所得控除額は、主要国のそれと比べ高額であること、多様な働き方が増えていることなどから、給与所得控除の見直しが行われることとなりました。

いつから適用される？

2020年の所得税、2021年の住民税から適用されます。

税制改正のポイント

- ・給与所得控除額を一律10万円引き下げる
- ・年収1,000万円を超えると控除額220万円で頭打ち(それ以上経費が増えない)だった所が、850万円超えると控除額195万円で頭打ちとなる
- ・介護・子育て世帯は上記の負担が増えないようにする

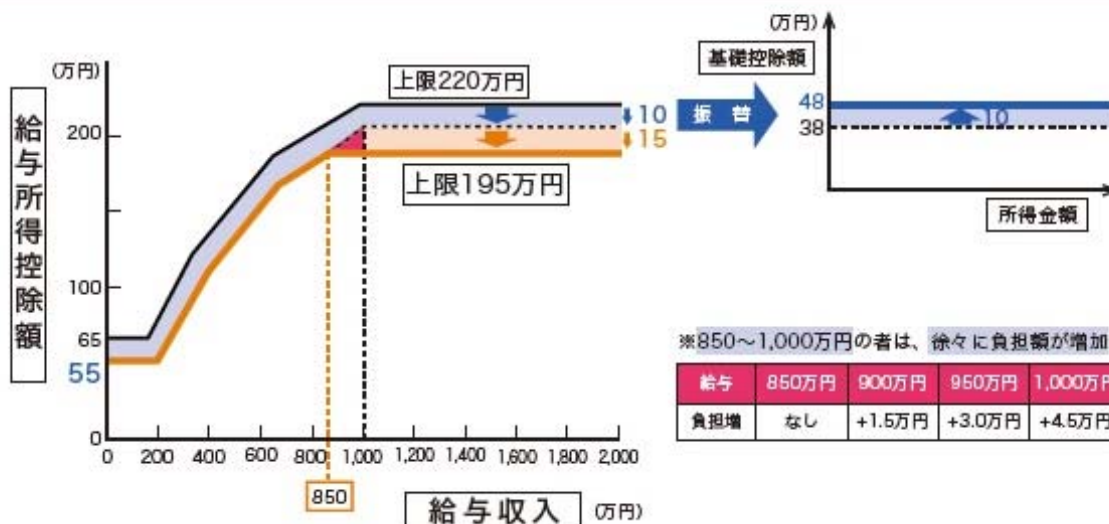
給与所得控除額の引下げ⇒経費相当額の減少⇒税負担の増加

影響を受ける人と受けない人

今回の改正と同時に基礎控除の増額されるため、会社員の方で年収850万円以下の場合、所得税の負担増はありません。

年収850万円超、かつ、介護・子育て世帯でない会社員の方の場合、負担が増えることとなります。

子育て世帯等(注)以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



※財務省 HP『平成30年度税制改正』より